

地域学び場応援事業

中学生を対象とした「放課後等補充学習」 を行うグループを募集します

生徒の家庭学習の習慣化や学習意欲の向上をめざし、中学生を対象として実施される放課後等の学習活動を助成します。

1. 事業内容

(1) 事業目的

保護者や地域における住民等の連携，協力の下，社会全体で子どもをはぐくむ「共育（ともい）く）」を实践する活動として，中学生を対象とした放課後等における補充学習に取り組む地域グループを支援することにより，家庭学習の習慣化や学習意欲の向上を図り，生徒の学力向上等につなげることを目的としています。

(2) 対象グループ

募集の対象となるのは，次の①～⑤のすべてを満たすグループです。

- ① 「(1) 事業目的」に掲げる活動を行うことを目的としていること
- ② 原則として，中学生の保護者を中心とし，地域ボランティアを含めた10人以上のグループであること（参加する生徒も10人程度以上を想定しています。詳しくは事務局にお尋ねください。）
- ③ グループの会員は市内に居住する者であり，かつ，グループの活動が主として市内で行われていること
- ④ 会則を備えていること（ホームページに掲載している会則例を参考に作成していただいても構いません。）
- ⑤ 次のア～エのいずれにも該当しないこと
 - ア 営利を目的とするグループ
 - イ 宗教の教義を広め，儀式行事を行い，又は信者を教化育成することを目的とするグループ
 - ウ 政治上の主義を推進し，支持し，又はこれに反対することを目的とするグループ
 - エ 特定の公職の候補者もしくは公職にある者又は政党を推薦し，支持し，又はこれらに反対することを目的とするグループ

(3) 対象期間

2019年4月1日から2020年3月31日まで

(4) 対象事業

- ① 中学生の放課後等補充学習会で，1年間を通して定期的・継続的（月2回以上）実施されるもの
- ② 福岡市及び福岡市が補助している団体などの補助制度の適用を受けていない事業

2. 助成限度額及び助成対象経費

(1) 助成限度額

助成対象経費の5分の4以内で、30万円を限度とする額

※ 助成グループが多い場合は、助成額（上限30万円）が減額される場合があります。

(2) 助成対象経費

謝礼金、印刷消耗品費、茶菓代、通信費、保険料、借損料

3. 助成金交付申請

(1) 申請締切 **2019年5月7日（火）必着**

(2) 申請方法

申請締切までに下記の必要書類を福岡市地域の教育力育成・支援協議会に郵送（必着）または持参してください。申請受理後に、内容確認のため、面接を行います。

申請にあたっては、「地域学び場応援事業のてびき（2019年度）」をよくお読みください。

(3) 必要書類

① 助成金交付申請書（様式【学】第1号）

② 事業計画書（様式【学】第2号 その1～その4）

③ グループの会則（平成30年度に助成を受け、内容に変更がない場合は不要）

④ その他、福岡市地域の教育力育成・支援協議会が必要と指定する書類

※ てびき及び必要書類は希望される方には紙で送付します。また、電子データは福岡市教育委員会ホームページからダウンロードできます。

▼ ホームページ

○ <http://www.city.fukuoka.lg.jp/kyoiku-iinkai/jinkendowa/ed/03.html> または

○ 福岡市教育委員会トップページから

「生涯学習・人権教育」 → 「人権教育」 → 「地域学び場応援事業」

4. 助成決定

福岡市地域の教育力育成・支援協議会で審査・選考します。

審査結果は6月上旬までに文書で通知します。

5. 事業報告

事業終了後、2020年4月3日（金）までに事業実績報告書類を提出していただきます。

福岡市地域の教育力育成・支援協議会

〒810-8621 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市役所行政棟11階 教育委員会人権・同和教育課内
TEL 711-4645 FAX 733-5538
E-mail:jinkendowa.BES@city.fukuoka.lg.jp